

電動車 Tesla「モデル3」貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電動車 Tesla「モデル3」(以下「電動車」という)の貸出し等に関し、必要な事項等を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、電動車への乗車を通して、電動車の先進性や特徴、ガソリン車との違いを体感してもらうことを目的とする。

(電動車の貸出し)

第3条 公益財団法人群馬県産業支援機構(以下「機構」という。)は、次の各号全てに該当する場合において、電動車を貸し出すことができる。

- (1) 借用希望者が、群馬県内に製造又は開発拠点を有する自動車サプライヤーであること。なお、機構が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。
 - (2) 前条で定めた目的の範囲内(原則として、借用希望者の事業所が所在する市町村内)において、電動車を使用すること。
 - (3) 電動車の運転を26歳以上の者に限定すること。
 - (4) 機構が承認した貸出期間を遵守すること。
 - (5) 電動車を第三者に対して転貸しないこと。
 - (6) 貸出し後に実施する機構のアンケートに協力すること。
- 2 前項に規定する貸出の期間は、貸出日から返却日を含めて原則として3日以内とする。ただし、機構が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。なお、返却日が機構の休日に当たる場合には、同日以降の最初の機構の業務日を返却の日とする。
- 3 第1項の貸出は、1団体ごとの回数制限を設けない。ただし、返却以後14日間を経過しなければ、再び借用することはできない。
- 4 借用にあたり、電動車を分解又は部品の取り外しを行うことはできない。

(貸出しの申請)

第4条 電動車の借用を希望する者は、貸出承認申請書(様式第1号)を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書は、原則として借用しようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、機構が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの承認等)

第5条 機構は、前条の申請書の提出があった場合、第3条第1項各号全てに該当する場合のみ、電動車の貸出しを承認する。

- 2 前項の承認は、貸出承認書(様式第2号)をもって行う。

(貸出しの方法)

第6条 貸出時、返却時ともに、機構所在地(群馬県前橋市亀里町884-1)において、電動車の引き渡しを行う。

- 2 前項の引き渡し時において、借用者及び機構職員立ち合いの下、電動車の現状確認を行う。

(貸出料)

第7条 電動車 Tesla「モデル3」の貸出料は、無料とする。また、返却時において、借用者負担による充電対応は求めない。

(貸出承認の取消し)

第8条 借用者が、第3条第1項各号に定める規定その他のこの要綱等に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

2 機構は、借用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責は負わない。

(原状回復)

第9条 第6条第2項の規定に基づき確認を行った結果、電動車の汚損が認められる場合は、汚損の原因を問わず、当該借用者の責任と負担により、補修等を行い、原状に復さなければならない。なお、補修等を行う際は、機構が指定するテスラ社の認定ボディショップに依頼するものとする。

2 前項の規定に関わらず、機構が、電動車の補修等を求めたときは、借用者はこれに従わなくてはならない。

(機構の免責)

第10条 電動車の貸出しにより、借用者が被った被害及び借用者によりなされた第三者への損害に対しては、機構は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、電動車の貸出しに係る必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月3日から施行する。